3　法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第五十五条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三　（略）

4　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十八条　法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第五十九条　法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　（略）

2　（略）

（帳簿）

第六十条　法第五十五条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

（書類の保存）

第六十一条　法第五十五条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類（非住宅部分に限る。）とする。

2・3　（略）

（立入検査の証明書）

第六十二条　法第五十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

3　法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第五十条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三　（略）

4　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十八条　法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第五十九条　法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　（略）

2　（略）

（帳簿）

第六十条　法第五十条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

（書類の保存）

第六十一条　法第五十条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類（非住宅部分に限る。）とする。

2・3　（略）

（立入検査の証明書）

第六十二条　法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。